

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、行政監査を執行した結果は、別冊報告書のとおりです。

平成25年3月29日

福島県監査委員 青 木 稔

福島県監査委員 亀 岡 義 尚

福島県監査委員 美 馬 武千代

福島県監査委員 高 野 宏 之

平成25年3月29日（金曜日）

福島県報号外第33号別冊

平成24年度

行政監査結果報告書

平成25年3月

福島県監査委員

目 次

第1	監査の概要	1
第2	監査の結果	2
1	重要物品について	2
2	重要物品の保有状況	2
(1)	部局別重要物品保有状況	2
(2)	分類別重要物品保有状況	3
(3)	取得金額帯別重要物品保有状況	4
(4)	経過年数別重要物品保有状況	5
3	重要物品の購入及び処分状況	6
(1)	重要物品購入契約状況	6
(2)	重要物品処分状況	7
4	高額物品の管理及び利用等状況（監査対象機関の状況）	8
(1)	高額物品保有状況	8
(2)	高額物品取得状況	8
(3)	高額物品管理状況	10
(4)	高額物品利用状況	13
(5)	高額物品処分状況	18
(6)	その他	19
第3	監査委員意見	22
1	高額物品の取得について	22
2	高額物品の管理について	22
3	高額物品の利用について	25
4	高額物品の処分について	25
第4	まとめ	26
参考資料		
1	監査対象機関一覧	27
2	県全体における普通自動車等を除く重要物品保有状況	28
3	現物確認調査実施機関一覧	29
4	現物確認調査実施高額物品事例	30
5	「利用日数が少ない高額物品」に係る対応フローチャート	34

第 1 監査の概要

1 監査のテーマ

『高額物品の管理及び利用について』

2 監査の目的

県が保有する高額物品（重要物品）は公有財産とともに県の財産の中核をなしており、県の行政目的を達成するため継続的に使用される。したがって、高額物品については、その保有状況を正確に把握し、常に良好な状態で使用することができるよう管理するとともに、有効な利用が求められる。

このため、高額物品がどのように管理され、利用されているかを検証し、今後の事務の改善に資する。

3 監査の着眼点

- (1) 取得手続及び方法は適切か
- (2) 適切に管理されているか
- (3) 有効に利用されているか
- (4) 処分手続及び方法は適切か

4 監査対象機関等

監査対象とする機関及び物品を選定するため、県が保有する重要物品（普通会計（一般会計及び特別会計）に属する平成23年度末現在のものをいう。）の状況を事前に調査した。

監査対象機関は、重要物品を保有する機関の中から、件数、取得金額、取得後経過年数等を考慮の上39機関を選定した。また、重要物品の購入契約事務は原則として出納局で行っていることなどから出納局も監査対象機関とした。

監査対象とした物品は、監査対象機関が保有する重要物品の内、普通自動車及び自動二輪車等（特殊用途自動車（除雪車、道路作業車等）は取得金額などの関係から監査対象とする。）を除くもの（以下「高額物品」という。）とした。

5 監査の実施期間

平成24年4月から平成25年3月

6 監査の方法

監査対象機関から、監査資料などの提出を求めるとともに、職員による実地調査を行った。それらを踏まえ、監査委員による書面監査を実施した。

第2 監査の結果

1 重要物品について

県の所有に属する物品は、その態様や用途、あるいは取得価格も多種多様であるが、その中には不動産に劣らない重要な価値を有するものも少なくない。県においては、このような物品を重要物品として管理するとともに、その決算については地方自治法第233条第5項の規定により、議会の認定に付されることになっている。

重要物品の指定の範囲については、「重要物品の指定について」（昭和40年6月17日付け40出納第14号出納長、総務部長連名通知）により定めてあり、その管理事務については「財務会計オンラインシステムに基づく重要物品の処理要綱」（平成4年4月1日施行）に基づき、財務会計システム（物品管理業務）により行うことになっている。（以上、「会計事務必携（平成8年度版）」（出納局刊行）（以下「会計事務必携」という）より抜粋）

重要物品として指定されているものを要約すると、おおむね次のとおりである。

- ア 車両（普通・小型・軽自動車（乗用、貨物等を含む。）、特殊用途自動車、自動二輪車 等）
- イ 船舶（公有財産に属するものは除く。）
- ウ 動物（種牛及び種馬は取得価格に関わりなく重要物品であり、その他の動物にあつては取得価格が100万円以上のもの。）
- エ 上記以外の物品（備品）にあつては、取得価格が100万円以上のもの

2 重要物品の保有状況

重要物品の管理に関する事務の記録管理については、財務会計システムを使用して重要物品ファイルに登録して行うこととされている（「財務会計オンラインシステムに基づく重要物品の処理要綱」第3条）ことから、当該システムを管理している出納局から平成23年度末（平成24年3月31日）現在の重要物品データの提供を受け事前調査を行ったが、その結果は以下のとおりである。ただし、車両、船舶及び動物を除く物品で、100万円未満の登録データは集計から除外した。

（1） 部局別重要物品保有状況

平成23年度末における重要物品の保有機関数は253機関（准公所も含む）であり、部局別の保有状況は表1のとおりである。

県全体では8,900件で取得金額が479億4,821万円であった。

件数では、最も多いのが教育庁の2,468件（27.7%）であり、次いで農林水産部の1,357件（15.2%）、以下、土木部1,352件（15.2%）商工労働部970件（10.9%）、

生活環境部838件（9.4%）、警察本部837件（9.4%）などとなっている。

次に取得金額では、最も多いのが教育庁の131億2,954万円（28.0%）であり、次いで土木部の105億4,115万円（22.5%）、以下、商工労働部56億7,473万円（12.1%）、農林水産部43億1,296万円（9.2%）、生活環境部42億7,221万円（9.1%）などとなっている。

表1：部局別重要物品保有状況

単位：円

部局名	車両・船舶		美術品・博物館資料		動物		左記以外各種重要物品		計		構成比	
	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	金額
総務部	121	214,421,251	28	51,350,000			153	410,025,164	302	675,796,415	3.4%	1.4%
企画調整部	89	152,987,571	9	18,723,700	3	17,747,100	126	2,798,185,848	227	2,987,644,219	2.6%	6.4%
生活環境部	83	423,698,364	1	2,200,000			754	3,846,317,428	838	4,272,215,792	9.4%	9.1%
保健福祉部	193	1,301,684,222	1	2,000,000			347	1,669,997,501	541	2,973,681,723	6.1%	6.3%
商工労働部	36	71,369,164	17	37,019,770			917	5,566,349,056	970	5,674,737,990	10.9%	12.1%
農林水産部	424	623,890,546			17	15,018,000	916	3,674,054,606	1,357	4,312,963,152	15.2%	9.2%
土木部	650	7,228,001,372	9	27,422,500			693	3,285,734,937	1,352	10,541,158,809	15.2%	22.5%
出納局	1	1,711,500							1	1,711,500	0.0%	0.0%
議会事務局	4	26,699,154					2	4,177,500	6	30,876,654	0.1%	0.1%
人事委員会事務局							1	2,562,000	1	2,562,000	0.0%	0.0%
教育庁	184	524,281,179	708	5,265,393,773			1,576	7,339,868,858	2,468	13,129,543,810	27.7%	28.0%
警察本部	432	1,144,980,834					405	1,200,340,196	837	2,345,321,030	9.4%	5.0%
計	2,217	11,713,725,157	773	5,404,109,743	20	32,765,100	5,890	29,797,613,094	8,900	46,948,213,094	100.0%	100.0%

※注：平成24年3月31日現在における福島県財務会計システムの重要物品データを基に作成。ただし、車両、船舶、動物以外で取得価格が100万円未満の物品は除外。

（2） 分類別重要物品保有状況

分類別の重要物品保有状況は表2のとおりである。

件数では、最も多いのが「理化学機器」の2,205件（24.8%）、次いで「車両・運搬車等」の2,078件（23.3%）、以下、「事務用機器等」1,158件（13.0%）、「教学機器」729件（8.2%）、「美術品」631件（7.1%）、「工業機器」552件（6.2%）などとなっている。

次に取得金額では、最も多いのが「車両・運搬車等」の113億4,712万円（24.2%）であり、次いで「理化学機器」の104億6,619万円（22.3%）、以下、「事務用機器等」87億9,571万円（18.7%）、「美術品」44億1,617万円（9.4%）、「教学機器」36億7,557万円（7.8%）などとなっている。

表 2 : 分類別重要物品保有状況

単位：円

分類名	件数	構成比 (件数)	取得金額	構成比 (金額)	摘 要
理化学機器	2,205	24.8%	10,466,197,138	22.3%	試験検査器具類(比色計、恒温恒湿装置、クロマトグラフ等)、測定器具類(大気汚染測定装置、DNA測定器、形状測定器、放射能測定装置等)、測量器具類(測距器、トランシット等)
車両・運搬車等	2,078	23.3%	11,347,125,207	24.2%	普通乗用自動車、普通貨物自動車、軽四輪自動車、小型四輪乗用自動車、小型四輪貨物自動車、乗合自動車(マイクロバス、中型バス等)、特殊用途自動車(除雪車、ショベルローダ等)、特種用途自動車(救急車、消防車、検診車等)、自動二輪車(125CCを超過)、運搬車(輸送用ケージ、トイングトラクター等)
事務用機器等	1,158	13.0%	8,795,719,072	18.7%	印刷器具類(印刷機、複写機等)、印字器具類(点字ワープロ等)、計算器具類(電子計算組織、レジスター等)、書類整理器具類(裁断機等)、たな類、つい立て類、机類、金庫類、案内板、箱類、厨房器具、照明器具、冷暖房器具、通信器具、清掃器具、車両整備器具類、維持器具(昇降機、小型除雪機等)、雑品類(どん帳、幕、舞台類、自動販売機、旗等)
教学機器	729	8.2%	3,675,579,940	7.8%	一般教学器具類(VTR、テープレコーダー、光学式画像装置等)、音楽器具類、保健体育器具類、標本模型類、商工器具類(陳列ケース、展示ケース等)
美術品	631	7.1%	4,416,170,735	9.4%	美術品類(絵画、工芸品、彫塑、書等)
工業機器	552	6.2%	2,417,086,327	5.1%	工作器具類(切断機、エアコンプレッサー、工具セット、研磨盤、旋盤、フライス盤等)、繊維器具類(織機、合糸機械、染色機械、編機、繊維熱処理装置等)
農林水産器具	489	5.5%	1,597,479,597	3.4%	食料加工器具類(冷凍機、缶詰瓶詰機、精米機等)、水産器具類(ブイ、網さばき機、藻類濃縮装置等)、畜産器具類(飼育器、ふ卵器、搾乳器等)、農産器具類(散水器、乾燥機、コンバイン等)、林産器具類(木工機械、木材乾燥機、木材粉碎機等)
医療防疫機器	444	5.0%	1,514,823,694	3.2%	診療診断器具類、衛生検査器具類、看護器具類、治療器具類
警察機器	252	2.8%	804,829,952	1.7%	警察用器具類(運転免許適性検査機器、応急信号機等)
博物館資料	142	1.6%	987,939,008	2.1%	考古資料類、自然標本類、美術工芸書類、民族資料類、歴史資料類
船舶	139	1.6%	366,599,950	0.8%	船舶(漕艇場ボート、ダム用船舶等)、航海計器(無線、船舶用レーダー装置等)
土木建築器具	61	0.7%	525,897,374	1.1%	工事器具類(コンベア、掘さく機、ブルドーザ、起重機、ローラー、巻上機等)
動物	20	0.2%	32,765,100	0.1%	家畜類(種牛)
計	8,900	100.0%	46,948,213,094	100.0%	

※注1:件数順に表示。

注2:警察車両は「車両・運搬車等」に含む。

(3) 取得金額帯別重要物品保有状況

取得金額帯別の重要物品保有状況は表3のとおりである。

取得金額帯で最も件数が多いのが、「100万円以上200万円未満」の3,517件(39.5%)であり、次いで「200万円以上300万円未満」の1,617件(18.2%)で、以下、「300万円以上400万円未満」1,114件(12.5%)、金額帯の幅は変わるが、「1,000万円以上5,000万円未満」949件(10.7%)、「500万円以上1,000万円未満」898件(10.1%)などとなっている。

表3：取得金額帯別重要物品保有状況

単位：円

取得金額帯	車両・船舶		美術品・博物館資料		動物		左記以外各種重要物品		計		構成比	
	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	金額
100万円未満	324	226,661,550			9	6,048,000			333	232,709,550	3.7%	0.5%
100万円以上 200万円未満	972	1,347,515,941	246	308,300,570	8	8,970,000	2,291	3,300,522,824	3,517	4,965,309,335	39.5%	10.6%
200万円以上 300万円未満	317	746,246,931	183	405,443,705			1,117	2,740,465,903	1,617	3,892,156,539	18.2%	8.3%
300万円以上 400万円未満	161	566,178,523	82	261,593,700	2	6,176,100	869	3,075,565,334	1,114	3,909,513,657	12.5%	8.3%
400万円以上 500万円未満	59	264,341,046	53	229,770,900			301	1,323,199,300	413	1,817,311,246	4.6%	3.9%
小計 (500万未満)	1,833	3,150,943,991	564	1,205,108,875	19	21,194,100	4,578	10,439,753,361	6,994	14,817,000,327	78.6%	31.6%
500万円以上 1,000万円未満	47	343,400,292	102	673,781,868			749	5,251,022,946	898	6,268,205,106	10.1%	13.4%
1,000万円以上 5,000万円未満	324	6,944,329,874	90	1,886,269,000	1	11,571,000	534	9,662,000,380	949	18,504,170,254	10.7%	39.4%
5,000万円以上 1億円未満	11	772,101,000	11	805,500,000			17	1,060,838,827	39	2,638,439,827	0.4%	5.6%
1億円以上 2億円未満			6	833,450,000			9	1,183,551,430	15	2,017,001,430	0.2%	4.3%
2億円以上	2	502,950,000					3	2,200,446,150	5	2,703,396,150	0.1%	5.8%
小計 (500万以上)	384	8,562,781,166	209	4,199,000,868	1	11,571,000	1,312	19,357,859,733	1,906	32,131,212,767	21.4%	68.4%
合計	2,217	11,713,725,157	773	5,404,109,743	20	32,765,100	5,890	29,797,613,094	8,900	46,948,213,094	100.0%	100.0%

(4) 経過年数別重要物品保有状況

経過年数別の重要物品保有状況は表4のとおりである。ただし、取得後に分類換（物品をその属する分類から他の分類へ移し換えること）を行った場合は、取得年月日が当該分類換年月日として上書きされるため、分類換分（417件）は除外して集計した結果である。

最も件数が多いのは「10年超え15年以内」で、2,142件（25.3%）で、次に「5年超え10年以内」で1,735件（20.5%）、以下「5年以内」が1,729件（20.4%）、「20年超え30年以内」が1,234件（14.5%）、「15年超え20年以内」が1,190件（14.0%）などであった。

20年で区切って見た場合、20年以内のものが6,796件（約8割）と多くを占めている。参考までに記載すると、最も古い重要物品は昭和27年度に取得された美術品であり、経過年数は59年であった。

分類別に見ると、「車両・船舶」では、最も件数が多いのは「5年超え10年以内」が616件（28.4%）で、次に「10年超え15年以内」が610件（28.1%）、「5年以内」が578件（26.6%）であり、20年を超えるものは97件（4.5%）という状況であった。

「美術品・博物館資料」では、最も件数が多いのは「20年超え30年以内」が436件（60.1%）で、次に「15年超え20年以内」が129件（17.8%）であり、15年以内が133件（18.3%）、30年を超えるものは27件（3.7%）という状況であった。

「動物」では、最も件数が多いのは「5年超え10年以内」が8件（40%）で、次に「5年以内」が7件（35%）であり、「10年超え15年以内」が5件（25%）とい

う状況であった。

上記以外の「各種重要物品」では、最も件数が多いのは「10年超え15年以内」が1,493件（26.8%）で、次に「5年以内」が1,089件（19.6%）であり、以下「5年超え10年以内」が1,067件（19.2%）、「15年超え20年以内」が793件（14.2%）、「20年超え30年以内」が712件（12.8%）であり、30年を超えるものは415件（7.5%）という状況であった。

表4：経過年数別重要物品保有状況

単位：円

経過年数 区分	車両・船舶		美術品・博物館資料		動物		左記以外各種重要物品		計		構成比	
	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	金額
5年以内	578	2,926,274,639	55	383,054,300	7	5,880,000	1,089	5,634,037,883	1,729	8,949,246,822	20.4%	20.4%
5年超え 10年以内	616	2,931,188,620	44	148,237,965	8	7,794,000	1,067	6,770,392,634	1,735	9,857,613,219	20.5%	22.5%
10年超え 15年以内	610	2,898,005,114	34	153,248,200	5	19,091,100	1,493	7,385,477,948	2,142	10,455,822,362	25.3%	23.9%
15年超え 20年以内	268	1,870,283,001	129	1,490,120,140			793	4,069,341,833	1,190	7,429,744,974	14.0%	17.0%
小計 (20年以内)	2,072	10,625,751,374	262	2,174,660,605	20	32,765,100	4,442	23,859,250,298	6,796	36,692,427,377	80.1%	83.8%
20年超え 30年以内	86	667,124,207	436	2,847,358,838			712	2,291,784,453	1,234	5,806,267,498	14.5%	13.3%
30年超え 40年以内	8	22,938,000	8	17,950,000			309	840,771,878	325	881,659,878	3.8%	2.0%
40年超え 50年以内	2	2,335,000	3	4,000,000			103	373,167,437	108	379,502,437	1.3%	0.9%
50年超え 60年以内	1	1,500,000	16	28,000,000			3	5,711,260	20	35,211,260	0.2%	0.1%
小計 (21年以上)	97	693,897,207	463	2,897,308,838	0	0	1,127	3,511,435,028	1,687	7,102,641,073	19.9%	16.2%
合計	2,169	11,319,648,581	725	5,071,969,443	20	32,765,100	5,569	27,370,685,326	8,483	43,795,068,450	100.0%	100.0%

※注1:分類換は、取得年月日を分類換した日に更新するため、当該分(417件)を除いて集計。

注2:経過年数とは、取得等年月日から平成24年3月31日までの経過年数である。

3 重要物品の購入及び処分状況

(1) 重要物品購入契約状況

最近2年間（平成22～23年度）における重要物品の購入契約状況は表5のとおりであった。

2年間の合計件数では、一般競争入札による契約件数が172件（86.4%）であり、随意契約が27件（13.6%）となっている。

また、2年間の合計金額では、一般競争入札による契約金額が17億4,972万円（49.7%）であり、随意契約が17億7,216万円（50.3%）となっている。ただし、平成23年度は、東日本大震災及び原子力災害に伴う緊急対応のため随意契約の取扱いが件数、金額とも増加しており、平成22年度の契約状況が通常である。

なお、随意契約における1契約当たりの2年間平均の見積参加者数は3者であり競争性は確保されていた。

表5：最近2年間の重要物品購入契約状況

単位:円

契約方法	平成22年度			平成23年度			計		
	件数	構成比	金額	件数	構成比	金額	件数	構成比	金額
一般競争入札による契約	86	88.7%	903,371,733	86	84.3%	846,350,301	172	86.4%	1,749,722,034
随意契約	11	11.3%	35,033,250	16	15.7%	1,737,130,430	27	13.6%	1,772,163,680
計	97	100.0%	938,404,983	102	100.0%	2,583,480,731	199	100.0%	3,521,885,714
(電子入札)	(33)	(18.0%)	(169,795,559)	(29)	(15.4%)	(159,704,376)	(62)	(16.7%)	(329,499,935)

※注1:重要物品の購入は原則として本庁(出納局)で行っており、本表は出納局における契約状況である。

注2:平成23年度随意契約においては、東日本大震災に伴う緊急対応取扱いあり。

(2) 重要物品処分状況

平成23年度における分類別の重要物品処分状況は表6のとおりである。

分類別に見ると、「車両・船舶」は、廃棄が82件(65.1%)、売払いが40件(31.7%)、譲与等が4件(3.2%)であった。なお、その内船舶は27件であり、全て廃棄であった。

「動物」は、廃棄が1件(16.7%)、売払いが4件(66.6%)、譲与等が1件(16.7%)であった。

「美術品・博物館資料」は、処分はなかった。

「上記以外の各種重要物品」は、廃棄が155件(96.9%)、売払いが5件(3.1%)であった。

処理区分別件数では、「廃棄」が238件(81.5%)と最も多く、次に「売払い」が49件(16.8%)、「譲与等」が5件(1.7%)という状況であった。

表6：平成23年度分類別重要物品処分状況

処分区分	車両・船舶		動物		左記以外の各種重要物品		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
廃棄	82	65.1%	1	16.7%	155	96.9%	238	81.5%
売払い	40	31.7%	4	66.6%	5	3.1%	49	16.8%
譲与等	4	3.2%	1	16.7%	0	0.0%	5	1.7%
計	126	100.0%	6	100.0%	160	100.0%	292	100.0%

4 高額物品の管理及び利用等状況（監査対象機関の状況）

第1の4に記載したように監査対象機関として39機関を選定し、また監査対象物品として当該機関が保有する高額物品（普通自動車等を除く重要物品）について事務局職員による調査を実施したが、その結果は以下のとおりである。

（1）高額物品保有状況

監査対象機関が保有する高額物品の状況は巻末参考資料1の「監査対象機関一覧」のとおりである。

高額物品の合計件数は4,719件（県全体の重要物品の53.0%）であり、取得金額の合計は294億7,549万円（県全体の重要物品の62.8%）という状況であった。

（2）高額物品取得状況

ア 直近5年間における高額物品取得（受入）状況

監査対象機関の直近5年間（平成19～23年度）における高額物品の取得（受入）状況は表7のとおりである。ただし、取得後に分類換（物品をその属する分類から他の分類へ移し換えること）を行った場合は、取得年月日が当該分類換年月日として上書きされるため、分類換分（22件）は除外して集計した結果である。なお、物品の取得（受入）原因には、購入、寄付受納、生産、公有財産からの編入等がある。

年度別に見ると平成23年度が557件で30億3,610万円と最も多く、直近5年間計の約5割を占めているが、これは東日本大震災及び原子力災害に伴う災害対策関係業務に必要な高額物品（放射能測定装置等）を緊急取得したためである。

分類別に見ると、上記の放射能測定装置等も含まれる「各種高額物品」が819件で40億1,757万円と件数で約8割、金額でも約6割を占めている。

また、「特殊用途自動車・船舶等」は件数は107件で約1割であるが、金額では19億5,026万と約3割を占めており、1件当たりの平均が約1,800万円と高額なものが多い。

表7：監査対象機関における直近5年間の高額物品取得（受入）状況

単位：円

	特殊用途自動車・船舶等		美術品・博物館資料		動物		左記以外各種高額物品		計		構成比	
	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	金額
平成23年度	23	728,721,000	11	20,849,300			523	2,286,529,743	557	3,036,100,043	56.6%	47.8%
平成22年度	24	346,068,450	4	11,000,000	2	1,344,000	32	182,861,805	62	541,274,255	6.3%	8.5%
平成21年度	19	257,487,300	15	288,500,000	1	672,000	145	945,175,743	180	1,491,835,043	18.3%	23.5%
平成20年度	18	316,480,500	11	27,500,000	1	1,260,000	58	363,556,880	88	708,797,380	8.9%	11.2%
平成19年度	23	301,507,500	11	26,520,000	2	1,932,000	61	239,452,500	97	569,412,000	9.9%	9.0%
計	107	1,950,264,750	52	374,369,300	6	5,208,000	819	4,017,576,671	984	6,347,418,721	100.0%	100.0%
構成比	10.9%	30.7%	5.3%	5.9%	0.6%	0.1%	83.2%	63.3%	100.0%	100.0%		

※注：分類換（物品をその属する分類から他の分類へ移し換えること）は取得年月日を分類換した日に更新するため、当該分(22件)を除いて集計。

イ 高額物品購入手続等状況

(ア) 物品要求手続について

監査対象機関における高額物品の物品要求手続を調査したところ、要求物品の機種や仕様を決定するに当たって機関内で何らかの検討組織（機種選定会議等）を設置しているのは9機関（23.1%）であった。この9機関の内、当該検討組織について要綱等を定めているのは6機関であった。

また、このような検討組織がない機関においては通常の決裁ルートで要求物品の機種や仕様等を決定していた。

なお、重要物品の購入契約事務は原則として、出納局で行っており、出納局で行う重要物品の購入に当たって、機種（銘柄）を特定して購入する場合には、「重要物品の購入機種選定連絡会議」を開催し、重要物品の購入機種の選定を行っている。

(イ) 物品の更新等計画について

監査対象機関における高額物品について、複数年の更新等計画を作成しているか調査したところ、作成している機関が21機関（53.8%）であった。これ以外の18機関においては、予算要求時期に翌年度の計画を取りまとめている状況であった。

(ウ) 高額物品の取得時期について

監査対象機関における平成8年度以降の高額物品取得時期は表8のとおりである。ただし、前述したように、取得後に分類換を行った場合には、取得年月日が当該分類換年月日として上書きされるため、当該分類換分（73件）は除外して集計した結果である。

全体的に見ると、最も件数が多いのは「第4四半期」で1,471件（約5割）であり、「第3四半期」を含めると全体の約8割と後半に集中している。

年度別に見てみると、「第4四半期」の割合は「平成8～12年度」35%、「平成13～17年度」49%、「平成18～22年度」61%と近年になるほど増加傾向にある。

ただし、平成23年度については、前述のとおり東日本大震災及び原子力災害に伴う災害対策関係業務に必要な高額物品の取得が多数を占めており、他の年度と同様には見られないため単年度で掲載した。

取得時期が後半に集中する理由は、高額物品（重要物品）の場合、原則として本庁で購入契約事務手続を行うため、通常の商品購入手続より関係する機関が多くなること、特殊な機器などは、購入手続関係書類の整備に時間がかかり、また注文してから製造する場合もあり、納品まで長期間要することなどであり、やむを得ない場合も多い。

表 8 : 監査対象機関における平成 8 年度以降の高額物品取得時期一覧

取得時期	平成8～12年度		平成13～17年度		平成18～22年度		平成23年度		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
第1四半期 (4～6月)	26	2.6%	25	3.0%	21	4.0%	6	1.1%	78	2.7%
第2四半期 (7～9月)	170	17.1%	143	17.3%	31	5.8%	29	5.2%	373	12.8%
第3四半期 (10～12月)	444	44.8%	251	30.4%	151	28.5%	137	24.6%	983	33.8%
第4四半期 (1～3月)	352	35.5%	407	49.3%	327	61.7%	385	69.1%	1,471	50.6%
計	992	100.0%	826	100.0%	530	100.0%	557	100.0%	2,905	100.0%

※注:分類換は、取得年月日を分類換えした日に更新するため、当該分(73件)を除いて集計。

(3) 高額物品管理状況

物品の管理については、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）に「管理の義務」として以下のとおり規定されている。

「物品の管理に関する事務を行なう職員及び供用された物品を使用する職員は、法令の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもって、その事務を行ない、及び物品を使用しなければならない。」（財務規則第135条第1項）

「物品は、県の施設において、良好な状態で、常に供用又は処分をすることができるように保管しなければならない。ただし、物品管理権者は、県の施設において保管することを物品の供用又は処分の上から適当でないと認める場合その他特別の事由がある場合は、県以外の者の施設に保管するため適当な措置をとらなければならない。」（財務規則第135条第2項）

物品の管理には、物品の保管及び供用のほか、その取得及び処分を含むとされているが、ここでは、保管（物品管理簿の整理を含む）に限定して記載する。

ア 物品管理簿の整理等状況

重要物品の管理簿の整理については、財務規則施行通達第133条関係の1で「重要物品の分類換えその他の処理については、「財務会計オンラインシステムに基づく重要物品の処理要綱」（平成4年3月31日付け4出経第17号、4財第238号出納局長、総務部長連名通知）に定めるところにより行うものとする。」とされている。また、同施行通達第133条関係の4で、「物品管理簿に記載された物品は、年度末に記載内容との照合をしなければならない。」とされている。

(ア) 高額物品の物品管理簿整理状況

監査対象機関において、高額物品の監査資料を作成するためには現物も調査しなければならなかったが、この過程で現物と物品管理簿が合わないものがあることが判明した。当該状況は次のとおりである。

高額物品に関する物品管理簿の登録データと現物が合わないものがある機関が24機関（59%）、合わない物品数は161件（3.4%）であった。なお、内訳は、

重複登録（一つの物品を二重に登録していたもの）が1機関で計17件、物品管理簿の整理漏れ（廃棄等により現物がないが管理簿から削除未了）が23機関で計144件であった。なお、以上のものは管理簿の整理漏れのみであって、廃棄等の事務処理は適切に行われている（定期監査で検証又は指導している）。

また、物品管理権者の関係で、公所の物品管理簿の中にその准公所が管理している物品が登録されているものが散見された。こうした機関の一部においては、准公所の処分情報が公所へ適切に連絡されず、公所の物品管理簿の整理が適切に行われていない状況が見受けられた。

（イ）物品管理簿と物品の照合状況

前述のとおり、財務規則施行通達第133条関係の4で、「物品管理簿に記載された物品は、年度末に記載内容との照合をしなければならない。」とされている。そこで、当該照合状況を調査したところ次のとおりであった。

- ・年度末に全て照合しているという機関は少なかったが、定期監査の前までには照合しているという機関を含めると32機関（82.1%）であった。ただし、この中の14機関においては、物品管理簿と現物が合わないものがあった。
- ・ほとんど照合していないのは7機関（19.9%）であった。これら全ての機関で物品管理簿と現物が合わないものがあった。

イ 一式（一体）物品の管理状況

一式（一体）物品とは、ここでは本体と附属品が一体となって効用を発揮するものを言うが、会計事務必携によると、「附属品とは、「部品」という意味とは異なり、それ自体で独立の物としての属性、あるいは独立の機能を有するが、常に他の物品に附属して一つの効用を発揮するものをいう。」とされており、また、「重要物品の附属品を購入した場合は、附属品を重要物品に統合するための処理を行うとともに、これを一般備品と同様、本体の備品番号に枝番号を付して物品管理簿又はこれに準じた書式により管理する。」とされている。

そこで、当該一式物品について調査したところ次のとおりであった。

（ア）一式物品の保有機関数について

一式物品を保有していた機関は32機関（82%）であった。

（イ）枝番号による備品番号貼付について

附属品について、枝番号による備品番号を貼付していた機関は26機関（81.2%）であったが、その内16機関は一部の附属品については漏れていた。また、6機関（18.8%）については枝番号による備品番号は貼付していなかった。貼付しなかった理由として最も多かったのは、会計事務必携の附属品の取扱いに係る記載箇所の認識不足であった。

(ウ) 附属品に係る物品管理簿等の作成について

附属品について、物品管理簿等の作成を行っていた機関は、22機関（68.8%）であり、その内、14機関は一部の附属品については漏れていた。また、10機関（31.3%）については物品管理簿等の作成は行っていなかった。作成していなかった理由として最も多かったのは、上記と同じく会計事務必携の附属品の取扱いに係る記載箇所の認識不足であった。

ウ 維持管理状況

「物品は、県の施設において、良好な状態で、常に供用又は処分をすることができるように保管しなければならない。」とされており、適切に物品の点検・整備を行う必要がある。

監査対象機関の内、本庁機関の一部を除く34機関（500件）について、職員調査時に現物確認調査（詳細は巻末資料2を参照）を行ったが、その結果、おおむね適切に管理されていたが、中には故障したままの物品や、未利用で未整備のためすぐには使用できないような状態の物品も見受けられた。

なお、監査対象機関における平成23年度の高額物品に係る保守点検及び修繕の状況は次のとおりであった。

(ア) 保守点検及び修繕状況

保守点検及び修繕を行った機関数は38機関（97.4%）であり、件数は782件（保有件数の16.6%）、費用は3億6,684万円（保有金額の1.2%）であった。ただし、平成23年度は東日本大震災により壊れた物品の修繕対応が数多くあったという状況であり、通常年は平成23年度より少ないものと考えられる。

(イ) 上記の内特殊用途自動車等に係る保守点検等の状況

特殊用途自動車等に係る保守点検等の状況は、表9のとおりである。

特殊用途自動車等には、大型特殊自動車（除雪関係車両）と特種用途自動車（大型トラック、バス、道路作業車等）があり、合計保守点検等件数で317件（保守点検等全体から見た比率40.5%）、費用が2億4,306万円（保守点検等全体から見た比率66.3%）であった。

特に、費用面では大型特殊自動車（除雪関係車両）だけで、保守点検等全体費用から見た比率が55.2%と半分以上を占めていた。除雪関係車両は法定点検である車検に要する費用のみならず、除雪が始まる前までには必ず保守点検整備を行っており、当該整備に要する費用も含まれている。なお、除雪関係車両の車検や保守点検等の整備費用は平均100万円弱と高額であったが、当該車両の取得金額自体が1,500万円～4,000万円と高額でありやむを得ないものと考えられた。

表9：特殊用途自動車等に係る保守点検等一覧

単位：円

品名	保有 件数(A)	取得金額(B)	保守点検等 件数(a)	比率 (a/A)	保守点検等 費用(b)	比率 (b/B)
大型特殊自動車(除雪ドーザ、タイヤドーザ、除雪グレーダ、ロータリ除雪車等)	214	4,620,819,716	209	97.7%	202,488,978	4.4%
特種用途自動車(大型トラック、検診用大型バス、医療防疫車、道路作業車、凍結防止剤散布車、公共応急作業車、消防車等)	137	2,456,567,238	100	73.0%	39,555,475	1.6%
計	351	7,077,386,954	317	90.3%	243,060,627	3.4%

※注：保守点検等全体から見た比率は、全体件数782件に対し40.5%、全体金額366,846,749円に対し66.3%であった。

エ 保管状況

繰り返しになるが「物品は、県の施設において、良好な状態で、常に供用又は処分をすることができるように保管しなければならない。」とされている。

前述したように、職員調査時に現物確認調査を行ったが、その結果、ほとんどの機関においては適切に管理、保管されていた。

しかし、一部の機関において、利用されなくなった高額物品を倉庫内にほこりをかぶったまま、一部は装置をバラバラに保管していたり、また、施設内で利用する高額物品をブルーシートは掛けてあったが屋外に置いておくなど、良好な保管及び常に供用又は処分が可能な保管とは言えないものが見受けられた。

オ その他

監査対象機関の内、高額物品の貸付けを行っていた機関は20機関（51.3%）であり、貸付件数の合計は394件（8.3%）であった。

貸付けの主なものは、東日本大震災及び原子力災害に伴う放射能測定装置等の市町村への貸付け（321件）であった。

（4）高額物品利用状況

物品の利用（供用）に関して会計事務必携では、「物品の供用とは、物品をその用途に応じ、県において使用させることをいう。」とあり、また「県においてとは、県が占有している状態においたままでという意味である。したがって、民間に貸し付けるといように県の占有から離れるような場合には、もはや供用ではなく処分ということになる。しかし、県の施設内で所定の使用規則等に従って民間人に使用させるような場合は供用として取り扱う。」とされている。

監査対象機関に係る高額物品の利用状況については、以下のとおりである。

ア 利用形態別状況

監査対象機関における利用形態別の状況は表10のとおりである。

最も件数が多いのは、「自機関でのみ利用」で2,594件（55%）であり、次に

「外部機関に貸出し」が689件（14.6%）、以下、「展示」が666件（14.1%）、「施設利用者の利用に供する」が651件（13.8%）などとなっている。

「展示」の主な機関は県立美術館及び県立博物館である。

また、「施設利用者の利用に供する」の主な機関は文化スポーツ局（文化センター・荻野漕艇場）、ハイテクプラザ及び同各技術支援センター、農業総合センター、林業研究センター、県北建設事務所（あづま総合体育館等）等である。

「他の機関と共同利用」の主な機関は、環境センター（郡山市と機器を共同利用）及び農業総合センター等である。

「その他」とは、管理委託や他の機関での利用などである。

表10：利用形態別一覧表

単位：円

利用形態	特殊用途自動車・船舶等		美術品・博物館資料		動物		左記以外の各種重要物品		計		構成比	
	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	金額
自機関でのみ利用	174	2,554,205,209	15	48,545,000	14	12,624,000	2,391	10,276,382,978	2,594	12,891,757,187	55.0%	43.7%
外部機関に貸出し	201	4,543,847,676	31	615,932,270			457	2,512,421,040	689	7,672,200,986	14.6%	26.0%
展示			650	4,488,663,273	3	17,747,100	13	150,175,150	666	4,656,585,523	14.1%	15.8%
施設利用者の利用に供する	63	91,685,420					588	3,621,353,240	651	3,713,038,660	13.8%	12.6%
その他	13	47,210,900					66	293,738,126	79	340,949,026	1.7%	1.2%
他の機関と共同利用	1	22,890,000					39	178,072,270	40	200,962,270	0.8%	0.7%
計	452	7,259,839,205	696	5,153,140,543	17	30,371,100	3,554	17,032,142,804	4,719	29,475,493,652	100.0%	100.0%

イ 利用状況

監査対象機関における過去2年間（平成22～23年度）の経過年数区分別利用日数の状況は、表11のとおりである。また、利用日数が少ない（40日以内）ものの主な理由は、表12のとおりである。

2年間平均で、「利用無し」の件数が1,232件（27.8%）、利用日数が「40日以内」が956件（21.5%）であった。

（ア）利用日数は少ない（40日以内）がやむを得ないもの

次に掲げる利用日数が少ない理由については、それぞれ後段（：の後）に記載のとおりやむを得ないと考慮されるものである。

- ・「特殊用途で利用頻度が小」：田植機のように田植時期にしか利用しないような機器でありその物品本来の用途が限られているため。
- ・「展示目的範ちゅう外の作品等」：展示目的物品（美術品、博物館資料等）は展示テーマや展示スペースなどの関係で全ての作品を展示することは不可能であるため。
- ・「取得後間もない」：年度末近くの取得などであって、取得してからの年度内利用可能日数が限られたため（補正予算を財源とした購入など）。

- ・「授業及び実習等の時間割が40日以内」：授業等の時間割の中での利用であるため。
- ・「陳腐化又は老朽化」：県の財政状況が厳しい中、廃棄等費用（解体、運搬、産廃の処分等の費用）の捻出ができず、やむを得ず置いている場合があるため。
- ・「故障（修理中又は修理済み）」：修理期間により利用日数が限られたため。
- ・「東日本大震災によるもの」：東日本大震災及び原子力災害により、避難した、実習ができなかった、災害対策関係業務のため本来業務ができなかったなど、やむを得ない理由により物品の利用が減少し、又は利用できなかったため。

これら、利用日数は少ないがやむを得ないものの状況（2年間平均）は、次のとおりである。

「特殊用途で利用頻度が小」が、824件（37.7%）と最も多く、次に「展示目的範ちゅう外の作品等」が416件（19%）、以下、「陳腐化又は老朽化」167件（7.6%）、「取得後間もない」144件（6.6%）、「授業及び実習等の時間割が40日以内」33件（1.5%）などであり、また、「東日本大震災によるもの」は平成23年度に259件という状況であった。なお、合計では1,719件（78.6%）であった。

（イ）上記以外で利用日数が少ない（40日以内）もの

上記（ア）以外の理由で利用日数が少ないものについては、「故障（未修理）」が115件（5.3%）、「需要（検査等）が少ない」が102件（4.6%）、「後継の設備、機器等導入」が84件（3.8%）、「取得目的の事業完了」が80件（3.6%）などであり、これらを合計すると469件（21.4%）であった。これは全体件数（2年間の平均合計件数4,437件）の10.6%であり、その保有機関数は9割弱と多くの機関で保有していた。

また、これらの物品に係る処分方針の有無を見てみると、「処分方針有り」が件数で5%弱、機関数で7割弱であり、「処分方針なし」が件数で約6%、機関数で7割強であった。

処分方針がある物品は、その方針に沿って処分することとなるが、処分方針がない物品で今後も自機関で利用する物品にあっては、現状を踏まえると、更に有効利用の余地はあるものと見受けられる。

（ウ）経過年数区分別の利用日数状況

経過年数区分での利用日数を見てみると、「20年以内のもの」は、40日以内と41日以上との割合が約4割対6割と41日以上の方が多いが、「21年以上のもの」は約6割対4割と40日以内の方が多くなっており、やはり古いものほど利用率は下がる傾向にあることが見て取れる。

なお、「301日以上」の高額物品とは、主に、棚、管理換台、展示ケース、観測装置等であり、用途自体が24時間利用（稼働）するものであった。

表11：経過年数区分別利用日数一覧表

単位:件

年度	経過年数(左欄) 利用日数(下欄)	20年以内	構成比	21年以降 59年まで	構成比	計	構成比
H22	利用なし	538	17.8%	503	44.2%	1,041	25.0%
	40日以内	720	23.8%	158	13.9%	878	21.1%
	41日以上100日以内	873	28.9%	217	19.1%	1,090	26.2%
	101日以上200日以内	251	8.3%	64	5.6%	315	7.6%
	201日以上300日以内	109	3.6%	131	11.5%	240	5.8%
	301日以上	531	17.6%	66	5.8%	597	14.3%
	小計	3,022	100.0%	1,139	100.0%	4,161	100.0%
H23	利用なし	846	23.7%	577	50.7%	1,423	30.2%
	40日以内	891	24.9%	142	12.5%	1,033	21.9%
	41日以上100日以内	857	24.0%	174	15.3%	1,031	21.9%
	101日以上200日以内	385	10.8%	58	5.1%	443	9.4%
	201日以上300日以内	107	3.0%	15	1.3%	122	2.6%
	301日以上	487	13.6%	173	15.2%	660	14.0%
	小計	3,573	100.0%	1,139	100.0%	4,712	100.0%
平均	利用なし	692	21.0%	540	47.4%	1,232	27.8%
	40日以内	806	24.4%	150	13.2%	956	21.5%
	小計	1,498	45.4%	690	60.6%	2,188	49.3%
	41日以上100日以内	865	26.2%	196	17.2%	1,061	23.9%
	101日以上200日以内	318	9.6%	61	5.4%	379	8.5%
	201日以上300日以内	108	3.3%	73	6.4%	181	4.1%
	301日以上	509	15.4%	120	10.5%	629	14.2%
	小計	1,800	54.6%	449	39.4%	2,249	50.7%
計	3,298	100.0%	1,139	100.0%	4,437	100.0%	

表12：利用日数が40日以内の理由一覧

単位:件

利用日数が40日以内の理由	H22	H23	平均	構成比	摘 要
特殊用途で利用頻度が小	840	808	824	37.7%	本来用途が限られているため利用が少なかったもの
展示目的範ちゅう外の作品等	380	451	416	19.0%	
陳腐化又は老朽化	176	158	167	7.6%	廃棄予算の調達が困難で廃棄できずにいるもの等
取得後間もない	33	254	144	6.6%	取得した時期が遅かったため、利用日数が少なかったもの
東日本大震災によるもの	0	259	130	5.9%	
授業・実習等の時間割りが40日以内	33	32	33	1.5%	
故障(修理中又は修理済)	5	8	7	0.3%	修理のため利用日数が少なかったもの
小計	1,467	1,970	1,719	78.6%	
故障(未修理)	103	127	115	5.3%	
需要(検査等)が少ない(又はない)	106	97	102	4.6%	
後継の設備、機器等導入	88	80	84	3.8%	後継設備・機器等利用のため、利用が少なかったもの
取得目的の事業完了	79	80	80	3.6%	機器等の取得目的の事業が完了し、利用が減少したもの
授業内容等の変更(学科廃止等含む)で需要がなくなった	22	22	22	1.0%	
操作職員が少ない(又はいない)	20	22	21	1.0%	
展示場所が不足(又はない)	3	3	3	0.1%	
その他	31	55	43	2.0%	その他の主な内容:予備機として利用、施設工事で利用不可、コスト節減のため等
小計	452	486	469	21.4%	
合計	1,919	2,456	2,188	100.0%	

※参考:2年間の平均合計件数4,437件に対する割合:1,719件(38.7%)、469件(10.6%)

ウ 遊休物品の状況

「遊休物品」については、財務規則及び同施行通達等では特に定義はなされていないが、「財務会計オンライン手引書」の遊休物品処理の業務内容には、「なお、遊休物品とは現在使用されていないが、十分使用可能な重要物品をいいます」と記載されている。

そこで「現在使用されていないが十分使用可能な高額物品」について監査資料データから分析してみた。

具体的には、過去2年間未利用で、その理由が「取得目的事業完了」「操作職員が少ない（又はいない）」「需要が少ない（又はない）」に該当するものを抽出し集計してみた。

分析結果は、件数は2.6%であったが、約5割の機関で当該物品を保有しているものと見受けられた。

また、これらの物品に係る処分方針の有無を見てみると、「処分方針有り」が、件数で1.4%、機関数で2割強、「処分方針なし」が、件数で1%強、機関数で4割弱という状況であった。

処分方針がある物品は、その方針に沿って処分することとなるが、処分方針がない物品で今後も自機関では利用しない場合には、他機関への管理換え等により有効利用が図れる余地があるものと見受けられる。

なお、「財務会計オンラインシステムに基づく重要物品の処理要綱」第11条には、「管理している重要物品が遊休状態にある場合で、管理換え等により有効な活用を図るため、遊休物品としてファイルに登録するときは、遊休物品登録票を作成して行うものとする」とされている。

これは、財務会計システムに遊休物品情報を登録し各機関が当該情報を共有することにより、管理換え等を促進し有効活用を図ろうとするものである。しかしながら、登録されている件数は少なく、平成23年度末で2件のみであった。主な理由は、各物品担当職員における当該処理要綱の認識不足のためであった。

エ 使用簿等の作成状況

平成23年度における高額物品に係る使用簿等の作成状況は、表13のとおりである。使用簿や展示記録簿等を作成している機関は30機関（76.9%）であった。使用簿等の作成率が最も高いのは「特殊用途自動車・船舶」の94%であり、次は「美術品・博物館資料」の76.1%であった。なお、全体的な作成率は34.1%であった。

美術館及び博物館では、美術品や歴史的資料等を多数保有しているが、これらのものは一般の物品とは異なり、物品管理簿の管理項目だけでは十分な管理ができないことから、独自のデータベースを導入して管理していた。しかし、両方の機関とも作品や資料等の数が膨大であり、データ入力は継続中であり、展示記録についても十分には活用可能な状況ではなかった。

表13：分類別使用簿等作成状況

単位:件

使用簿・展示記録簿等の作成区分	特殊用途自動車・船舶等	美術品・博物館資料	動物	左記以外の各種重要物品	計	構成比
作成している	425	530	0	655	1,610	34.1%
作成していない	27	166	17	2,899	3,109	65.9%
計	452	696	17	3,554	4,719	100.0%
使用簿等保有比率	94.0%	76.1%	0.0%	18.4%	34.1%	

※注:使用簿等を作成していた機関数は30機関であった。

(5) 高額物品処分状況

ア 処分状況

監査対象機関における平成23年度における高額物品の処分状況は表14のとおりである。処分該当の監査対象機関数は22機関（56.4%）であり、最も多いのが「廃棄」で118件（82.5%）、以下「売払い」が20件（14%）、「譲与等」が5件（3.5%）であった。

表14：平成23年度高額物品処分状況一覧

単位：円

区分名	特殊用途自動車・船舶等		動物		左記以外の各種高額物品		計		構成比(件数)
	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	
廃棄	14	40,450,560	1	11,571,000	103	447,930,604	118	499,952,164	82.5%
売払い	12	76,320,000	4	4,200,000	4	8,867,170	20	89,387,170	14.0%
譲与等	4	82,375,700	1	6,180,000			5	88,555,700	3.5%
計	30	199,146,260	6	21,951,000	107	456,797,774	143	677,895,034	100.0%

※注:処分該当監査対象機関数は22機関であった。

イ 処分検討（方針策定）状況

監査対象機関における平成23年度の利用日数区分別の処分検討（方針策定）状況は表15のとおりであり、また処分方針内容については表16のとおりである。

(ア) 処分検討（方針策定）状況について

処分検討割合が最も高いのは、「利用なし」で、割合が約26%である。次は「200日超え300日以内」の約10%で、更に、「40日以内」が約5%という状況であった。やはり、利用してしていないものが最も検討割合が高かったが、200日超えのものが比較的検討割合が高いのは、稼働率が高い分、損耗度合いも高くなることから更新等の検討度合いも高くなるのではないかと推定された。

また上記の内、「自機関では利用可能性が低い（又はない）にもかかわらず処分未検討」である高額物品の状況を、監査資料データから分析してみた。

具体的には、過去2年間未利用で、その理由が「陳腐化・老朽化」「故障（未

修理)」「取得目的事業完了」「後継機導入」「操作職員が少ない(又はいない)」「需要が少ない(又はない)」に該当し、更に「処分検討なし」のものを抽出し集計してみた。

その結果、件数は約3%と少なかったものの、当該物品を保有している機関数は多く、6割弱はあるものと見受けられた。

これら処分方針がない物品の対応としては、今後も利用可能な物品にあっては遊休物品として管理換え等による有効活用が、また利用不能(又は困難)な物品にあっては売払いや廃棄等の処分による整理が想定される。

(イ) 処分検討(方針策定)内容について

最も多いのは、「廃棄等」で、304件(56.8%)である。次に「更新等」で97件(18.1%)、以下「検討中」38件(7.1%)、「管理換え」34件(6.4%)、「継続使用」(修理して使用を継続するなど)27件(5%)となっている。

表15：利用日数区分別処分検討状況一覧

H23利用日数区分	処分検討有 (a)	処分検討無	計 (b)	検討割合 (a/b)
利用なし	375	1,048	1,423	26.4%
40日以内	56	976	1,032	5.4%
40日超え100日以内	32	999	1,031	3.1%
100日超え200日以内	9	435	444	2.0%
200日超え300日以内	12	110	122	9.8%
301日以上	25	635	660	3.8%
計	509	4,203	4,712	10.8%

※注：貸付等のため利用日数が把握できないもの(7件)あり。

表16：処分検討内容一覧

処分検討内容	件数	構成比
廃棄等	304	56.8%
更新等	97	18.1%
検討中	38	7.1%
管理換え	34	6.4%
継続使用	27	5.0%
廃棄、管理換え、売却等	23	4.3%
修繕又は廃棄等	8	1.5%
売払い	3	0.6%
譲与	1	0.2%
計	535	100.0%

(6) その他

ア 過去に実施した類似の行政監査について

平成7年度に「試験研究機関における高額機器の整備状況及び効率的活用について」をテーマとして行政監査を実施している。

監査対象機関は、試験研究機関（本庁関係課を含む。）及び出納局であった。

監査対象物品は、船舶、車両、美術品、動物等を除く、取得金額が100万円以上のものであった。

今回の監査とも関連する監査結果の概要は、次のとおりであった。

(ア) 取得時期について

取得時期が第4四半期に集中（約6割）していることから、早期取得し予算の効率的執行を図るべき。

(イ) 遊休物品の有効活用について

将来とも利用しない機器や研究終了後の機器は、遊休物品として登録（財務会計システム）するなど、有効活用を検討すべき。

(ウ) 備品出納簿（物品管理簿）の不備について

機器の管理関係で、備品出納簿から漏れていたものや二重記載等が見られたので適切な措置を講じること。

イ 上記アの監査結果に対応する今回の監査結果の状況について

今回の監査対象機関は、平成7年度とは異なるが、前回監査結果に対応する監査結果の状況は、次のとおりである。

(ア) 取得時期について

今回の監査対象機関における高額物品の取得時期の状況は、前述の4－（2）－イ－（ウ）「高額物品の取得時期について」のとおりである。

平成7年度の監査で第4四半期に集中（約6割）していた傾向は、今回の監査結果でも大きな変化はなく、やはり「第4四半期」が最も多かった。

「第4四半期」の合計欄では、構成比が約5割であり、前回監査の6割よりは若干低くなったものの、近年になるにしたがって、また増加傾向にある。

(イ) 遊休物品の有効活用について

今回の監査対象機関における遊休物品の状況は、前述の4－（4）－ウ「遊休物品の状況」のとおりであり、該当件数は少ないものの約半数の機関で保有しているものと見受けられた。

平成7年度の監査結果にもあるとおり、遊休物品については「財務会計オンラインシステムに基づく重要物品の処理要綱」に基づき、遊休物品の登録を行い、管理換え等による有効活用を図ることとされているが、今回も遊休物品登録されている件数は少なく、平成23年度末で2件のみであった。この主な理由

としては、各物品担当職員における当該処理要綱の認識不足のためであった。

(ウ) 物品管理簿の不備について

物品管理簿の整理の不備については、前述の4-(3)-ア「物品管理簿の整理等状況について」のとおりであり、今回も二重登録があり、また登録漏れはなかったものの、逆に廃棄等の処分により現物がないにもかかわらず物品管理簿に登載されたままのものが見受けられた。

ウ 試験研究機関等における研究等成果に関する高額物品について

試験研究機関の多くは、試験研究等の成果について、報告書や当該機関のホームページ等で公開している。

当該報告書等では、試験・研究等を行うに際して使用した高額物品についても記載（紹介）している例が数多く見られる。

エ 試験研究機関等における高額物品の外部開放について

ハイテクプラザ（各技術支援センターを含む）や林業研究センター等では、施設内に設置している機器の一部を外部の利用者に有料で開放している。

また、農業総合センターでは機器の一部を外部の利用者に無償で開放している。

第3 監査委員意見

監査委員意見は、次のとおりである。必要な措置を講じられたい。

1 高額物品の取得について

(1) 取得時の選定組織体制及び計画的取得

「監査の結果（４－（２）－イ）」に記載したように、高額物品取得に当たり検討組織を設置し選定していた機関数は２割強であり、多くの機関では通常の決裁ルートにおいて検討の上、選定されていた。また、取得計画については、複数年の更新計画を作成している機関と、単年度対応の機関が各々約半数であった。

ついては、各機関においては、高額物品の取得に当たっては事業計画等も踏まえ、また費用対効果の観点からも組織的に十分検討の上、計画的かつ効果的に取得されるよう努められたい。

(2) 取得時期（予算の効率的執行）

「監査の結果（４－（２）－イ）」に記載したように、平成８年度以降に係る高額物品の取得時期の状況については、第４四半期（１～３月）における取得件数が合計割合で約５割であり、第３四半期まで含めると約８割となっている。また、第４四半期における取得状況の推移を見ると、古い時期から５年間ごとの合計割合（概数）で35%、50%、60%と近年になるにしたがって増加傾向にある。

取得が後半の時期に集中する理由にはやむを得ないものもあるが、予算の効率的執行からすると、当該年度のできる限り早い時期に取得し、利用を開始することが重要である。

ついては、各機関においては、予算の効率的執行のためにも事務手続の遅延により高額物品の年度内の活用が少なくなることをないよう、早期取得に努められたい。

2 高額物品の管理について

(1) 高額物品に係る現物と物品管理簿の照合

「物品管理簿に記載された物品は、年度末に記載内容との照合をしなければならない。」（規則施行通達第133条関係）とされている。しかしながら「監査の結果（４－（３）－ア）」に記載したように、高額物品について、重複登録や廃棄等処分により現物がなく物品管理簿の記載内容と合わなかった機関が多数見られた。

ついては、該当する機関においては、速やかに高額物品に係る物品管理簿の整理を行うとともに、今後、高額物品に係る現物と物品管理簿の記載内容との照合を適切に行う必要がある。

（巻末参考資料１「監査対象機関一覧」の整理番号１、２、３、４、５、６、７、８、９、15、17、19、21、22、23、25、27、30、31、34、35、37、38、39の機関）

また、物品管理権者の関係で、公所の高額物品に係る物品管理簿の中にその准公所が管理している高額物品が登録されているものが散見された。両機関間で廃棄等処分の情報共有がなされていなければ問題とはならないが、准公所の処分情報が公所へ連絡されないと、公所の高額物品に係る物品管理簿が適切に整理されないこととなる。

については、該当する機関（公所・准公所）においては、高額物品の処分等の情報共有化に努め、管理を適切に行われたい。

さらには、上記のとおり高額物品に係る現物と物品管理簿が合わなかった機関が多数見受けられたことから、監査対象機関以外の機関においても同様の事態が危惧されるので、高額物品に係る物品管理簿の照合など、高額物品の適正な管理について、財務事務検査等を通じて可能な限り指導する必要がある。

（巻末参考資料1「監査対象機関一覧」の整理番号40の機関）

（2）高額物品に係る一式（一体）物品の管理

本体及び附属品からなるいわゆる一式物品については、「本体の備品番号に枝番号を付して備品出納簿又はこれに準じた書式により管理する」必要がある。しかしながら「監査の結果（4－（3）－イ）」に記載したように、高額物品に係る附属品の備品番号を適切に貼付していなかったり、備品出納簿等を適切に整理していない機関が多数見受けられた。

については、該当する機関においては、高額物品に係る附属品について、適切に備品番号を貼付し、また高額物品に係る物品管理簿等を適切に整理する必要がある。

（巻末参考資料1「監査対象機関一覧」の整理番号1、2、3、6、7、8、9、10、16、17、18、19、21、25、26、27、29、30、33、34、36、37、38、39の機関）

また、こうした高額物品に係る附属品の管理不備の主な原因は、会計事務必携の附属品の取扱いに係る記載箇所の認識不足であり、当該不備は上記のとおり多数の機関で見受けられたことから、監査対象機関以外の機関においても同様の事態が危惧されるので、改めて会計事務必携の附属品の取扱いに係る記載内容を周知・徹底する必要がある。

（巻末参考資料1「監査対象機関一覧」の整理番号40の機関）

（3）高額物品の保管

「物品は、県の施設において、良好な状態で常に供用又は処分することができるように保管しなければならない。」（財務規則第135条）とされている。

しかしながら、「監査の結果（4－（3）－エ）」に記載したように、一部の機関において、長期間使用されることなく倉庫でほこりが被っていた高額物品や、また屋内で使用する高額物品をブルーシートは掛けられていたものの屋外に置いていたなど、良好とは言い難い保管状態が見られた。

については、不適切な保管状態が見られた機関においては、高額物品を良好な状態で常に供用又は処分することができるように保管する必要がある。

(巻末参考資料1「監査対象機関一覧」の整理番号10、21の機関)

(4) 高額物品の点検・整備

繰り返しになるが、「物品は、県の施設において、良好な状態で常に供用又は処分することができるように保管しなければならない。」とされており、適切に物品の点検、整備を行う必要がある。「監査の結果(4-(3)-ウ)」に記載したように、各機関においてはおおむね適切に管理されていたが、中には故障したままの高額物品や、未利用で未整備のために、すぐには使用できないような状態の高額物品も見受けられた。

については、各機関においては、廃棄予定物品を除く高額物品については、良好な状態で常に供用又は処分することができるように、適切に点検、整備を行うよう努められたい。

(5) 東日本大震災に伴い取得した高額物品の維持管理

「監査の結果(4-(2)-ア)」に記載したように、平成23年度に取得された高額物品は直近5年間合計の約5割を占めており、これは主に、東日本大震災及び原子力災害に伴う災害対策関係業務に必要な放射能測定装置等を緊急取得したためである。そして、これらの測定装置等の中には測定の正確性確保のため、定期的な保守点検及び校正が必要なものもある。

については、当該高額物品取得機関においては、測定装置等の正確性確保に留意されるとともに、一時期に多数取得したことによる管理不備などが生じないよう、適切な保守点検、整備等の維持管理に努められたい。

(6) 美術品、博物館資料等の管理

「監査の結果(4-(4)-エ)」に記載したように、美術館や博物館では、美術品や歴史的資料を多数保有しており、独自のデータベースを導入して管理している。しかしながら、両機関とも、これら収蔵作品等の数が膨大であるため、データ入力は継続中であり、いつどの程度の期間展示したかなどの展示記録も十分には活用可能な状況にはない。

収蔵作品等の管理や今後の展示計画等のためにも、展示記録などが十分に活用できることが重要である。

については、入力継続中である収蔵作品等のデータベースについて、作品等管理のため十分に活用できるよう整備に努められたい。

(巻末参考資料1「監査対象機関一覧」の整理番号30、31の機関)

3 高額物品の利用について

(1) 施設利用者等が利用する高額物品の利用促進広報活動

「監査の結果（４－（４）－ア）」に記載したように、高額物品の利用形態において、「施設利用者の利用に供する」もの及び「展示」が各々約14%で、合計約3割弱の高額物品について、自機関以外の施設利用者等の利用に供している。

これらに該当する機関では、パンフレットやホームページを活用した施設利用者等への広報により利用促進を図っているが、今後も、施設利用者等の利用促進のため、適切な広報活動に努められたい。

(2) 高額物品の有効利用

「監査の結果（４－（４）－イ）」に記載したように、利用日数が少ない高額物品（少なくともやむを得ない高額物品を除く。）で、処分方針がないものは、件数で約6%、保有機関数で7割強はあるものと見受けられる。

については、各機関においては、利用日数が少ない高額物品（少なくともやむを得ない物品を除く。）の内、今後も自機関で利用する高額物品については、さらなる有効利用に努められたい。（※巻末参考資料5参照）

また、「監査の結果（４－（４）－ウ）」に記載したように、遊休物品（現在使用されていないが十分使用可能な高額物品）で、処分方針がないものは、件数で約1%強、保有機関数で4割弱はあるものと見受けられる。

については、各機関においては、遊休物品の内、自機関では利用しない高額物品にあっては、当該情報共有化のため「財務会計オンラインシステムに基づく重要物品の処理要綱」第11条に基づき遊休物品登録を行うなど、管理換え等による有効利用を図るよう努められたい。（※巻末参考資料5参照）

更に、「財務会計オンラインシステムに基づく重要物品の処理要綱」は存在自体が各物品担当者に知られていないことが多く、そのため遊休物品登録も県全体で2件のみであった。

については、「財務会計オンラインシステムに基づく重要物品の処理要綱」について、改めて周知・徹底する必要がある。

（巻末参考資料1「監査対象機関一覧」の整理番号40の機関）

4 高額物品の処分について

「監査の結果（４－（５）－イ）」に記載したように、「自機関では利用可能性が低い（又はない）にもかかわらず処分未検討」である高額物品については、件数で約3%、機関数で6割弱はあるものと見受けられる。

これらの高額物品は、利用できるものは遊休物品として管理換え等による有効利用を、また、利用できないものは、売払いや廃棄等の処分により保有物品の整理を行う

など、適切な処分方針を定め、その方針に沿った処分を行うことが重要である。

については、各機関においては、自機関では利用する可能性が低い（又はない）にもかかわらず処分方針を定めていない高額物品を保有している場合は、処分方針を策定の上、当該方針に沿って可能な限り速やかに処分を進められたい。（※巻末参考資料5参照）

第4 まとめ

県は、重要物品を8,900件、取得金額にして約469億円保有しており、これらは県民共有の財産であり、行政目的を達成するため、定められたルールに従って適切に管理、利用されることが求められている。

平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、原子力災害等からの脱却、福島県の復旧・復興のため、重点プロジェクトに掲げられた主要事業が数多く実施されている。新たな行政需要や課題対応のための事業であり、これら事業実施に伴い、多くの機関において数多く的高額物品（重要物品）が取得されている状況にある。

こうした中、高額物品を今後とも良好な状態で使用できるよう点検・整備し、適切に管理することが今まで以上に重要になってきている。

今回の行政監査において、今後利用が見込めない高額物品を保管している機関が見受けられたが、今回の監査対象機関はもとよりこれ以外の高額物品を保有する機関においても、この際改めて現物確認を行い、今後利用するもの、利用しないものに仕分し、安全な作業スペースの確保や業務効率の向上のためにも、利用しないものについては、管理換え・売払い・廃棄の処分方針を策定し、処分可能なものについては、速やかに対応されるよう望みたい。

特に、管理換えが可能な高額物品については、有効利用の観点から遊休物品登録を積極的に行うなど、全庁的な情報共有化の推進が望まれる。

県民共有の財産である高額物品が県の貴重な財産であることを職員一人一人が改めて認識し、高額物品を保有する全ての機関において、管理・利用について適切に行うことはもとより、有効に活用するための対応検討を今後とも進めていただきたい。

参考資料

1 監査対象機関一覧

単位：円

整理番号	執行機関名	特殊用途自動車・船舶等		美術品・博物館資料		動物		左記以外の各種重要物品		計	
		件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額
1	文化スポーツ局	76	118,957,069	9	18,723,700	3	17,747,100	99	525,400,083	187	680,827,952
2	生活環境総室							356	1,311,516,100	356	1,311,516,100
3	県民安全総室	18	93,655,800					52	234,261,558	70	327,917,358
4	環境センター	1	32,970,000					80	352,997,460	81	385,967,460
5	健康衛生総室	21	1,020,532,350					31	349,497,903	52	1,370,030,253
6	総合療育センター	1	6,800,000					55	232,378,560	56	239,178,560
7	衛生研究所							111	509,676,820	111	509,676,820
8	観光交流局			14	18,968,270			18	508,973,010	32	527,941,280
9	テクノアカデミー郡山							89	540,402,980	89	540,402,980
10	テクノアカデミー浜							124	405,598,255	124	405,598,255
11	ハイテックプラザ			2	6,050,000			271	2,078,143,066	273	2,084,193,066
12	ハイテックプラザ福島技術支援センター							91	478,891,589	91	478,891,589
13	ハイテックプラザ会津若松技術支援センター			1	12,001,500			162	837,273,671	163	849,275,171
14	ハイテックプラザいわき技術支援センター							89	500,340,320	89	500,340,320
15	農業総合センター	1	5,638,500					318	1,441,264,182	319	1,446,902,682
16	農業総合センター果樹研究所							49	135,871,165	49	135,871,165
17	農業総合センター畜産研究所	6	27,915,340			14	12,624,000	97	351,219,174	117	391,758,514
18	農業総合センター会津地域研究所	1	1,113,000					45	228,983,760	46	230,096,760
19	農業総合センター農業短期大学校							67	185,497,170	67	185,497,170
20	林業研究センター							98	539,847,720	98	539,847,720
21	県北建設事務所	32	446,355,740					176	627,431,109	208	1,073,786,849
22	県南建設事務所	16	197,697,250					3	9,355,332	19	207,052,582
23	会津若松建設事務所	56	1,022,207,650	2	4,935,000			46	150,757,480	104	1,177,900,130
24	宮下土木事務所	17	331,590,000					2	7,668,000	19	339,258,000
25	喜多方建設事務所	56	1,057,159,240	1	2,467,500			47	192,318,140	104	1,251,944,880
26	猪苗代土木事務所	25	460,291,328					5	15,648,045	30	475,939,373
27	南会津建設事務所	35	607,116,800	2	4,935,000			50	167,882,110	87	779,933,910
28	山口土木事務所	37	849,969,500					4	15,835,050	41	865,804,550
29	福島空港事務所	12	811,344,058	2	10,150,000			17	465,910,562	31	1,287,404,620
30	県立美術館			532	4,085,718,600			27	107,417,600	559	4,193,136,200
31	県立博物館			127	979,661,008			81	376,189,300	208	1,355,850,308
32	福島明成高等学校	1	3,034,500					60	173,720,734	61	176,755,234
33	福島工業高等学校							66	395,074,230	66	395,074,230
34	郡山北工業高等学校							67	376,862,740	67	376,862,740
35	岩瀬農業高等学校							52	246,860,575	52	246,860,575
36	会津工業高等学校			4	9,529,965			76	304,946,307	80	314,476,272
37	平工業高等学校							60	267,814,740	60	267,814,740
38	勿来工業高等学校							90	356,794,630	90	356,794,630
39	会計課	40	165,491,080					323	1,025,621,574	363	1,191,112,654
40	出納局										
	計	452	7,259,839,205	696	5,153,140,543	17	30,371,100	3,554	17,032,142,804	4,719	29,475,493,652

※注1:特殊用途自動車・船舶、種牛・種馬以外で100万円未満の物品は集計から除外した。

※注2:平成24年3月31日現在で既に廃棄等により現物が無いものや重複登録等の物品は集計から除外した。

2 県全体における普通自動車等を除く重要物品保有状況

※監査対象とした物品は、監査対象機関が保有する「普通自動車等を除く重要物品」であったことから、同一条件における県全体の状況を参考までに掲載する。

(1) 部局別状況

単位:円

部局名	特殊用途自動車・船舶等		美術品・博物館資料		動物		左記以外各種高額物品		計		構成比	
	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	金額
総務部			28	51,350,000			153	410,025,164	181	461,375,164	2.4%	1.0%
企画調整部	76	118,957,069	9	18,723,700	3	17,747,100	126	2,798,185,848	214	2,953,613,717	2.9%	6.6%
生活環境部	30	361,777,800	1	2,200,000			754	3,846,317,428	785	4,210,295,228	10.5%	9.5%
保健福祉部	31	1,065,909,945	1	2,000,000			347	1,669,997,501	379	2,737,907,446	5.1%	6.2%
商工労働部			17	37,019,770			917	5,566,349,056	934	5,603,368,826	12.5%	12.6%
農林水産部	26	93,668,958			17	15,018,000	916	3,674,054,606	959	3,782,741,564	12.9%	8.5%
土木部	374	6,732,128,356	9	27,422,500			693	3,285,734,937	1,076	10,045,285,793	14.4%	22.6%
議会議務局							2	4,177,500	2	4,177,500	0.0%	0.0%
人事委員会事務局							1	2,562,000	1	2,562,000	0.0%	0.0%
教育庁	48	179,373,732	708	5,265,393,773			1,576	7,339,868,858	2,332	12,784,636,363	31.3%	28.8%
警察本部	187	658,815,784					405	1,200,340,196	592	1,859,155,980	7.9%	4.2%
計	772	9,210,631,644	773	5,404,109,743	20	32,765,100	5,890	29,797,613,094	7,455	44,445,119,581	100.0%	100.0%

※平成24年3月31日現在、ただし、車両、船舶、動物以外で取得価格が100万円未満の物品は除外。

(2) 取得金額帯別状況

単位:円

取得金額帯	特殊用途自動車・船舶等		美術品・博物館資料		動物		左記以外各種高額物品		計		構成比	
	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	取得金額	件数	金額
100万円未満	18	9,082,721			9	6,048,000			27	15,130,721	0.4%	0.0%
100万円以上 200万円未満	163	247,386,472	246	308,300,570	8	8,970,000	2,291	3,300,522,824	2,708	3,865,179,866	36.3%	8.7%
200万円以上 300万円未満	92	227,551,385	183	405,443,705			1,117	2,740,465,903	1,392	3,373,460,993	18.7%	7.6%
300万円以上 400万円未満	101	359,287,201	82	261,593,700	2	6,176,100	869	3,075,565,334	1,054	3,702,622,335	14.1%	8.3%
400万円以上 500万円未満	47	211,071,092	53	229,770,900			301	1,323,199,300	401	1,764,041,292	5.4%	4.0%
小計 (500万円未満)	421	1,054,378,871	564	1,205,108,875	19	21,194,100	4,578	10,439,753,361	5,582	12,720,435,207	74.9%	28.6%
500万円以上 1,000万円未満	31	227,691,399	102	673,781,868			749	5,251,022,946	882	6,152,496,213	11.8%	13.8%
1,000万円以上 5,000万円未満	307	6,653,510,374	90	1,886,269,000	1	11,571,000	534	9,662,000,380	932	18,213,350,754	12.5%	41.0%
5,000万円以上 1億円未満	11	772,101,000	11	805,500,000			17	1,060,838,827	39	2,638,439,827	0.5%	5.9%
1億円以上 2億円未満			6	833,450,000			9	1,183,551,430	15	2,017,001,430	0.2%	4.5%
2億円以上	2	502,950,000					3	2,200,446,150	5	2,703,396,150	0.1%	6.1%
小計 (500万円以上)	351	8,156,252,773	209	4,199,000,868	1	11,571,000	1,312	19,357,859,733	1,873	31,724,684,374	25.1%	71.4%
計	772	9,210,631,644	773	5,404,109,743	20	32,765,100	5,890	29,797,613,094	7,455	44,445,119,581	100.0%	100.0%

※平成24年3月31日現在、ただし、車両、船舶、動物以外で取得価格が100万円未満の物品は除外。

3 現物確認調査実施機関一覧

単位：円

整理番号	執行機関名	件数	取得金額	摘要
4	環境センター	17	83,013,700	
6	総合療育センター	9	31,430,350	
7	衛生研究所	19	105,494,165	
9	テクノアカデミー郡山	16	146,697,500	
10	テクノアカデミー浜	18	85,038,250	
11	ハイテクプラザ	16	249,751,200	
12	ハイテクプラザ福島技術支援センター	20	112,580,200	
13	ハイテクプラザ会津若松技術支援センター	17	163,062,600	
14	ハイテクプラザいわき技術支援センター	19	173,181,150	
15	農業総合センター	21	258,962,400	
16	農業総合センター果樹研究所	17	47,746,750	
17	農業総合センター畜産研究所	17	62,007,481	
18	農業総合センター会津地域研究所	15	101,721,400	
19	農業総合センター農業短期大学校	17	49,442,300	
20	林業研究センター	20	238,679,150	
21	県北建設事務所	12	136,862,704	
22	県南建設事務所	6	67,216,782	
23	会津若松建設事務所	9	131,156,700	
24	宮下土木事務所	3	23,260,500	
25	喜多方建設事務所	24	389,768,840	
26	猪苗代土木事務所	10	142,735,000	
27	南会津建設事務所	5	55,466,250	
28	山口土木事務所	5	93,030,000	
29	福島空港事務所	8	547,618,000	
30	県立美術館	23	366,302,100	
31	博物館	15	160,094,300	
32	福島県立福島明成高等学校	14	47,801,664	
33	福島工業高等学校	14	148,927,550	
34	郡山北工業高等学校	14	163,554,400	
35	岩瀬農業高等学校	15	85,139,100	
36	会津工業高等学校	20	75,021,550	
37	平工業高等学校	16	49,000,940	
38	勿来工業高等学校	18	72,470,100	
39	警察本部会計課	11	26,293,430	
	計	500	4,693,888,506	34機関

4 現物確認調査実施高額物品事例（各実施機関5事例程度掲載）

執行機関名	品名	取得年月日	経過年数	取得金額(円)	設置場所等
環境センター	大気汚染測定装置	H2.11.30	21	2,348,400	本庁舎2階テレメータ室
環境センター	光度計	H19.10.18	4	3,244,500	本庁舎1階第1測定室
環境センター	低温灰化装置	H20.9.22	3	2,446,500	本庁舎1階
環境センター	クロマトグラフ装置	H18.11.1	5	3,570,000	本庁舎1階第2測定室
環境センター	水銀分析計	H4.2.18	20	5,654,700	排水処理棟
総合療育センター	聴力検査器	H23.3.30	1	6,405,000	聴力検査室
総合療育センター	診療台	S62.3.30	25	1,480,000	泌尿器科診察室
総合療育センター	電子計算組織	H12.3.27	12	2,656,500	研究室
総合療育センター	消毒器具	S60.6.3	26	1,320,000	厨房
総合療育センター	心電計	S61.3.25	26	1,000,000	看護師休憩室奥の倉庫
衛生研究所	写真用具	S54.4.16	32	1,310,000	研修棟3階映写室
衛生研究所	純水製造装置	H20.2.7	4	1,858,500	ウイルス室
衛生研究所	無菌操作用小室	H18.3.17	6	2,100,000	細菌室(食品)
衛生研究所	DNA測定器	H21.12.10	2	1,370,250	細菌室
衛生研究所	顕微鏡	H22.3.30	2	1,312,500	P3実験室
テクノアカデミー 郡山	万能試験機	H9.2.28	15	11,227,000	建築実習棟
テクノアカデミー 郡山	電気かん	H13.10.31	10	2,163,000	建築実習棟
テクノアカデミー 郡山	研磨盤	H3.10.22	20	1,600,000	倉庫
テクノアカデミー 郡山	電子回路測定器	H21.3.31	3	14,175,000	電子工学実験室
テクノアカデミー 郡山	電気電子実験装置	H7.12.15	16	9,579,000	屋外
テクノアカデミー 浜	油圧実験装置	H8.11.29	15	3,986,100	計測実習室4
テクノアカデミー 浜	自動制御実験装置	H7.3.14	17	2,564,700	計測実習室4
テクノアカデミー 浜	温度計	H21.3.25	3	750,000	計測実習室3
テクノアカデミー 浜	オシロスコープ	H21.3.25	3	1,702,000	計測実習室3
テクノアカデミー 浜	アナライザー	H21.3.25	3	1,359,500	計測実習室3
ハイテックプラザ	光度計	H8.2.27	16	15,347,000	非破壊測定室2
ハイテックプラザ	金属表面改質装置	H9.3.17	15	32,960,000	機能性材料研究室
ハイテックプラザ	加工機	H11.3.30	13	15,960,000	加工技術研究室(1)
ハイテックプラザ	マニピュレーター	H7.4.3	17	10,475,100	クリーンルーム酵母室
ハイテックプラザ	バイオ機器	H8.2.20	16	17,304,000	バイオ計測室
ハイテックプラザ福島技術支援センター	引張試験機	H10.10.16	13	6,950,000	繊維物性試験室
ハイテックプラザ福島技術支援センター	印刷機	H10.10.16	13	9,160,000	繊維物性試験・化学試験室
ハイテックプラザ福島技術支援センター	形状測定器	H3.3.29	21	6,159,400	精密測定室
ハイテックプラザ福島技術支援センター	繊維糊付器	S53.9.8	33	3,320,000	生地仕上げ染色加工室
ハイテックプラザ福島技術支援センター	編機	H10.10.16	13	12,550,000	ニット試験室
ハイテックプラザ会津若松技術支援センター	電気泳動装置	H2.1.18	22	1,030,000	低温試験室
ハイテックプラザ会津若松技術支援センター	培養器	S61.1.30	26	1,710,000	微生物培養保存室
ハイテックプラザ会津若松技術支援センター	水分検査器	S62.1.13	25	1,100,000	食品加工研究室
ハイテックプラザ会津若松技術支援センター	分光計	H15.1.15	9	6,615,000	微生物培養室
ハイテックプラザ会津若松技術支援センター	光度計	H3.3.7	21	14,935,000	機器分析室
ハイテックプラザいわき技術支援センター	粉碎器	H17.9.22	6	1,034,250	形状測定室
ハイテックプラザいわき技術支援センター	X線分析装置	H7.11.7	16	34,999,400	形状測定室
ハイテックプラザいわき技術支援センター	硬度測定器	S59.2.28	28	12,280,000	形状測定室
ハイテックプラザいわき技術支援センター	熱膨張計	S61.9.26	25	12,000,000	形状測定室
ハイテックプラザいわき技術支援センター	形状測定器	H12.3.21	12	7,392,000	精密測定機室
農業総合センター	マイクローム	S55.3.31	32	3,300,000	電子顕微鏡室
農業総合センター	赤外線照射器	H17.3.28	7	13,125,000	計測
農業総合センター	有機酸分析装置	H17.3.28	7	10,500,000	流通
農業総合センター	アミノ酸製造装置	H17.3.28	7	9,660,000	遺伝子分析室
農業総合センター	選別機	H18.3.15	6	8,156,400	穀類乾燥棟
農業総合センター	農業トラクター作業機	H17.3.25	7	11,025,000	大型農機具庫③

執行機関名	品名	取得年月日	経過 年数	取得金額(円)	設置場所等
農業総合センター果樹研究所	ドラフトチャンバー	H3.3.30	21	1,478,050	化学分析室
農業総合センター果樹研究所	窒素分解装置	H6.1.27	18	3,893,400	化学分析室
農業総合センター果樹研究所	アナライザー	H7.3.7	17	1,637,700	情報処理室(2F) 計算機室
農業総合センター果樹研究所	筋電計	H21.1.7	3	1,071,000	情報処理室(2F) 計算機室
農業総合センター果樹研究所	排水処理装置	S54.3.23	33	1,540,000	栽培第二実験室
農業総合センター畜産研究所	自動血液検査装置	H15.9.26	8	1,428,000	栄養生理実験室
農業総合センター畜産研究所	超音波診断装置	H18.3.29	6	3,549,000	家畜改良増殖室
農業総合センター畜産研究所	反応加算解析装置	H7.5.8	16	11,278,500	家畜改良増殖室
農業総合センター畜産研究所	精液保温機	H9.8.29	14	4,817,400	家畜診療室
農業総合センター畜産研究所	脂肪層測定機	H1.6.13	22	4,500,070	豚舎
農業総合センター会津地域研究所	コンバイン	H19.9.28	4	4,987,500	園芸作業棟
農業総合センター会津地域研究所	乾燥機	H1.12.14	22	3,914,000	穀物乾燥棟
農業総合センター会津地域研究所	選別機	H10.3.2	14	6,090,000	作物作業棟
農業総合センター会津地域研究所	消毒器具	H22.3.29	2	11,655,000	作物作業棟
農業総合センター会津地域研究所	保冷庫	H6.3.31	18	41,715,000	収納舎
農業総合センター農業短期大学校	凍結乾燥機	H10.3.23	14	5,544,000	研修部加工センター
農業総合センター農業短期大学校	乾燥機	H18.3.28	6	1,942,500	研修部加工センター
農業総合センター農業短期大学校	有機酸分析装置	H18.3.24	6	4,861,500	研修部加工センター
農業総合センター農業短期大学校	測色色差計	H10.3.18	14	2,634,450	園芸学科研究実験棟
農業総合センター農業短期大学校	乾草圧縮こん包機	H1.3.31	23	1,180,000	畜産学科機械格納庫
林業研究センター	含浸装置	H12.2.22	12	19,845,000	木材加工棟
林業研究センター	木工機械	H16.3.10	8	13,492,500	木材加工棟
林業研究センター	のこぎり(鋸)盤	H12.3.16	12	12,075,000	木材加工棟
林業研究センター	万能試験機	H11.1.28	13	49,098,000	木材試験棟
林業研究センター	せん(剪)断試験機	H11.3.19	13	13,335,000	木材試験棟
県北建設事務所	特種用途自動車	H10.11.24	13	13,755,000	黒岩車庫
県北建設事務所	大型特殊自動車	H23.11.9	0	21,768,600	黒岩車庫
県北建設事務所	トレーニング用具	H5.3.5	19	1,293,680	あづま総合体育館
県北建設事務所	電子計算組織	H5.3.29	19	34,917,000	あづま総合体育館
県北建設事務所	農業トラクター作業機	H23.2.9	1	3,559,500	あづま球場
県南建設事務所	特種用途自動車	H20.10.28	3	14,866,950	高清水除雪車庫
県南建設事務所	大型特殊自動車	H20.11.14	3	16,590,000	高清水除雪車庫
県南建設事務所	書類だな	H12.3.30	12	2,687,832	堀川ダム管理所
県南建設事務所	船舶	H12.1.20	12	1,890,000	堀川ダム管理所車庫
会津若松建設事務所	電子計算組織	H12.11.2	11	27,201,000	会津若松建設流総機械室
会津若松建設事務所	大型特殊自動車	H1.10.30	22	19,456,700	蟹川除雪センター
会津若松建設事務所	船舶	S57.3.19	30	11,500,000	東山ダム繫船格納庫
会津若松建設事務所	模型	S52.12.16	34	1,095,000	東山ダムバルブ操作室
宮下土木事務所	電子計算組織	H19.1.31	5	2,415,000	宮下土木事務所
宮下土木事務所	特種用途自動車	H17.10.26	6	15,592,500	宮下車庫
宮下土木事務所	除雪機	H7.11.22	16	5,253,000	宮下車庫
喜多方建設事務所	電子計算組織	H12.11.2	11	27,284,000	喜多方建設事務所
喜多方建設事務所	大型特殊自動車	H17.3.3	7	21,167,500	土湯除雪ステーション
喜多方建設事務所	特種用途自動車	H21.12.14	2	21,525,000	喜多方除雪ステーション
喜多方建設事務所	除雪機	H17.2.14	7	1,344,000	喜多方除雪ステーション
猪苗代土木事務所	大型特殊自動車	S62.10.22	24	19,500,000	猪苗代除雪ステーション
猪苗代土木事務所	大型特殊自動車	H23.11.28	0	18,837,000	猪苗代ステーション
猪苗代土木事務所	除雪機	H9.10.17	14	5,512,500	猪苗代除雪ステーション
猪苗代土木事務所	特種用途自動車	H14.8.8	9	3,465,000	土湯除雪ステーション
南会津建設事務所	歴史資料類	H23.11.25	0	2,467,500	事務所
南会津建設事務所	船舶	H10.10.30	13	708,750	田島ダム

執行機関名	品名	取得年月日	経過 年数	取得金額(円)	設置場所等
南会津建設事務所	除雪機	H11.2.18	13	2,310,000	田島ダム
南会津建設事務所	大型特殊自動車	H15.10.24	8	22,995,000	早坂車庫
山口土木事務所	電子計算組織	H18.3.17	6	2,520,000	南郷合同庁舎内
山口土木事務所	大型特殊自動車	H13.10.31	10	24,150,000	堀田車庫
福島空港事務所	特種用途自動車	H13.12.25	10	283,500,000	消防車庫
福島空港事務所	除雪機	H12.11.28	11	66,780,000	除雪車庫
福島空港事務所	大型特殊自動車	H4.12.25	19	63,860,000	除雪車庫
福島空港事務所	除雪機	H17.11.15	6	1,428,000	除雪車庫
福島空港事務所	測距器	H1.2.6	23	1,920,000	除雪車庫
県立美術館	絵画	S59.4.2	28	80,000,000	収蔵庫B
県立美術館	彫塑	H22.3.5	2	5,000,000	収蔵庫B
県立美術館	工芸品	H16.3.31	8	2,500,000	収蔵庫B
県立美術館	絵画	S59.4.2	28	10,000,000	収蔵庫A
県立美術館	消毒器具	S59.4.1	28	1,032,100	燻蒸室
県立博物館	測距器	S61.4.9	25	1,500,000	考古作業室
県立博物館	映写用具	S61.5.20	25	1,620,000	効果室
県立博物館	美術工芸品類	S61.10.7	25	34,000,000	展示室、収蔵庫
県立博物館	案内板	H8.8.8	15	1,022,700	準備室
県立博物館	自然標本類	S61.9.11	25	6,512,500	収蔵庫
福島明成高等学校	殺菌器	H9.3.11	15	2,060,000	食品科学
福島明成高等学校	抽出試験器	H11.11.19	12	1,848,000	食品科学
福島明成高等学校	冷凍機	S49.10.4	37	1,800,000	食品科学
福島明成高等学校	バイオ機器	H10.11.30	13	3,045,000	クリーンルーム
福島明成高等学校	ふん尿処理機	H18.2.27	6	20,580,000	畜産
福島工業高等学校	成形機	S57.3.3	30	23,300,000	プラント実習室
福島工業高等学校	溶解装置	H18.1.27	6	29,901,900	単位操作実習室
福島工業高等学校	フライス盤	H6.3.25	18	17,819,000	機械加工実習室Ⅱ
福島工業高等学校	水力実験装置	H8.3.29	16	8,600,500	原動機室
福島工業高等学校	熱伝導試験機	H11.12.14	12	9,198,000	原動機室
郡山北工業高等学校	数値制御工作機	S61.3.29	26	18,840,000	D棟1階機械加工実習室Ⅰ
郡山北工業高等学校	フライス盤	H6.3.22	18	17,922,000	D棟1階機械加工実習室Ⅱ
郡山北工業高等学校	板金機械	S49.1.30	38	1,000,000	E棟塑性加工実習室
郡山北工業高等学校	水力実験装置	H8.3.29	16	2,142,400	D棟1階流体機械実習室
郡山北工業高等学校	自動温度調整装置	H7.3.29	17	52,427,000	D棟1階流体機械実習室
岩瀬農業高等学校	排水処理装置	S51.1.28	36	1,170,000	食品科学室
岩瀬農業高等学校	培養器	H5.2.15	19	1,143,300	生工第二実験室
岩瀬農業高等学校	距離計	S58.1.10	29	1,735,000	測量室内
岩瀬農業高等学校	牛乳製造装置	H17.3.30	7	47,932,500	畜産加工自習室
岩瀬農業高等学校	巻締機	S40.3.20	47	1,000,000	農産加工実習
会津工業高等学校	曲げ疲れ試験機	S62.3.25	25	3,800,000	南2棟(セラ計測実習室)
会津工業高等学校	熱膨張計	S57.12.13	29	3,100,000	南2棟(セラ計測実習室)
会津工業高等学校	高周波加熱装置	S49.1.21	38	1,098,000	南2棟1階材料試験室
会津工業高等学校	プレス機械	S62.3.31	25	3,980,000	南2棟(セラミック操作実習室)
会津工業高等学校	成形機	S62.3.31	25	2,490,000	南2棟(セラミック操作実習室)
平工業高等学校	旋盤	S49.3.20	38	1,700,000	西3棟1階
平工業高等学校	歯切盤	S45.1.27	42	1,293,800	西3棟1階
平工業高等学校	フライス盤	S45.1.27	42	1,499,800	西3棟1階
平工業高等学校	万能測長機	S43.12.9	43	2,000,000	西3棟2階
平工業高等学校	溶解装置	H1.3.24	23	9,880,000	西4棟1階
勿来工業高等学校	蒸留装置	H10.3.31	14	17,850,000	プラント実習室
勿来工業高等学校	放電加工機	H11.1.13	13	9,975,000	機械加工実習室3

執行機関名	品名	取得年月日	経過 年数	取得金額(円)	設置場所等
勿来工業高等学校	空気機械実験装置	H10.3.23	14	9,954,000	試験計測実習室2
勿来工業高等学校	水力実験装置	H10.12.8	13	5,880,000	原動機実習室
勿来工業高等学校	油圧実験装置	H12.3.24	12	4,987,500	試験計測実習室2
会計課	電子計算組織	H13.11.30	10	3,360,000	交通規制課
会計課	無線電話装置	H7.7.28	16	2,760,400	会計課
会計課	ファイバースコープ	H23.4.28	0	2,485,120	会計課
会計課	船舶	H11.9.10	12	2,299,500	機動隊
会計課	裁断機	H5.5.17	18	2,224,800	情報管理課

5 「利用日数が少ない高額物品」に係る対応フローチャート

